

温対法に基づく事業者別排出係数の算出及び公表について

電力基盤整備課

1. 制度について

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。)に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第 2 条第 4 項及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」第 20 条の 2 の規定に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、小売電気事業者の電気の供給に係る調整前(実)排出係数及び調整後排出係数を公表することとなっています。

各社におかれては、公表に必要となる排出係数及びその根拠となる資料の提出をお願いします。

2. 概要

- 係数の提出をお願いする方は、平成 27 年度に小売を行ったすべての小売電気事業者です。
- 公表する事業者別排出係数は、温対法に基づき、特定排出者が温室効果ガスの排出量を報告する際、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算定するために用います。
- 販売電力量等の実績は資源エネルギー庁が集計している「電力調査統計」をご参照ください。

3. 提出内容

排出係数とその根拠を示す資料(参考)になります。

調整前(実)排出係数の計算式は以下のとおりです。(調整後については省略)

$$\text{調整前(実)排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} = \frac{\text{調整前(実)CO}_2\text{排出量}}{\text{販売電力量}}$$

<参考：電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(通達)>

(http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/cm_ec) >

4. 平成 28 年度 スケジュール

7 月 1 日 算出報告受付開始

7 月 31 日 報告期限

秋 頃 事業者別排出係数の公表

(報告先については資源エネルギー庁HPをご覧ください。6 月頃を目途に報告様式等を掲示予定です)

※平成 27 年度新規参入事業者については、報告時期等が異なる(平成 28 年 6 月頃)ため、通達をご覧ください。お問い合わせ先担当までご確認ください。

◆お問い合わせ先◆

資源エネルギー庁 電力ガス事業部 電力基盤整備課 電力需給・流通整備室(担当：稲垣)
電話：03-3501-2503(直通)